

埼玉県産業技術総合センターにおける 競争的研究費等の運営・管理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉県産業技術総合センター（以下「センター」という。）における競争的研究費等に関し、手続等の取扱いの適正な運営・管理を確保するとともに研究活動上の不正行為を防止することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において競争的研究費等とは、経済産業省、文部科学省及び他府省等（以下、「経済産業省等」という。）から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金及び民間財団等の競争的資金制度等による研究開発資金をいう。

2 この規程において「競争的研究費等の適正な管理」とは、研究の実施において、競争的研究費等の不正使用や不正受給の未然防止に努め、競争的研究費等の適正な使用の確保及び適正な会計事務処理を行うことをいう。

3 この規程において「研究活動上の不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、競争的研究費等で行う研究課題に係る研究計画の立案、研究の実施及び研究成果報告の各過程においてなされる、次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(4) その他

(1)から(3)以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

4 この規程において「コンプライアンス教育」とは、不正を事前に防止するために、競争的研究費等の運営・管理に関わる職員や競争的研究費を用いて研究を行う職員に対し、競争的研究費等の使用ルールや研究倫理、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させることを目的として、センターが実施する教育をいう。

5 この規程において「啓発活動」とは、不正を起こさせない組織風土を形成するために、機関が構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。

(法令等の遵守等)

第3条 センターの職員は、交付決定を受けた競争的研究費等の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）及びこれに基づく関係法令並びに経済産業省等が定めた規程、取扱条件等を遵守しなければならない。

（最高管理責任者）

第4条 センターにおける競争的研究費等の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止に関し、最終的な責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置き、センター長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、競争的研究費等の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止を図るため、不正防止対策の基本方針として当規程を策定するとともに、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について室所長等と議論を深めるものとする。
- 4 最高管理責任者は、自ら様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図るものとする。

（統括管理責任者）

第5条 最高管理責任者は、最高管理責任者を補佐する者として、センター全体を統括する実質的な権限と責任を有する者（以下「統括管理責任者」という。）を置き、副センター長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正防止計画を含む機関全体の具体的な対策を策定し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

（副統括管理責任者）

第6条 最高管理責任者は、副統括管理責任者を置き、本所に関することについては材料技術・事業化支援室長及び生産技術・事業化支援室長を、北部研究所に関することについては北部研究所長をもって充てる。

- 2 副統括管理責任者は、競争的研究費等に関する運営・管理及び研究活動上の不正行為の防止について統括管理責任者を補佐し、実質的な責任を負うものとする。

（コンプライアンス推進責任者）

第7条 最高管理責任者は、センターにおけるコンプライアンスの推進について実質的な権限と責任を有する者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）を置き、企画・総務室長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、センターにおける競争的研究費等の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止のために、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 具体的な対策を実施し、実施状況を統括管理責任者へ報告すること。

- (2) 職員に対して定期的にコンプライアンス教育を行い、受講状況及び理解度を把握すること。
- (3) 定期的に啓発活動を実施すること。
- (4) 職員が適切な業務を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

(監事)

第8条 最高管理責任者は、センターの業務を監査する者として監事を置き、企画・総務室総務・経理・管理担当副室長をもって充てる。

- 2 監事は、不正防止に関する様々な取り組みについてセンター全体の観点から確認し、意見を述べるものとする。
- 3 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べるものとする。

(経理事務責任者等)

第9条 最高管理責任者は、競争的研究費等の経理事務について責任を有する者（以下「経理事務責任者」という。）を置き、本所にあつては企画・総務室長を、北部研究所にあつては北部研究所長をもって充てる。

- 2 経理事務責任者は、競争的研究費等の適正な管理のために、次の各号に掲げる事務を行わなければならない。
 - (1) 競争的研究費等の出納及び保管に関すること。ただし、競争的研究費等のうち、県の歳入歳出予算に計上したものは除く。
 - (2) 物品（設備備品を含む）等の発注の承認に関すること。ただし、競争的研究費等のうち、県の歳入歳出予算に計上したものは除く。
 - (3) 契約及び支出書の承認に関すること。ただし、競争的研究費等のうち、県の歳入歳出予算に計上したものは除く。
- 3 最高管理責任者は、経理事務責任者を補助する者として、発注業務、納品検査業務及びその他の業務を行う経理事務担当者を置く。本所においては、発注業務を行う者には企画担当の職員を、納品検査業務を行う者には総務・経理・管理担当副室長にある職員またはその代理者を、その他の業務を行う職員には総務・経理・管理担当の職員をこれに充てる。北部研究所においては、発注業務を行う者には事業化・製品開発支援担当の職員を、納品検査業務を行う者には副所長にある職員またはその代理者を、その他の業務を行う職員には総務担当の職員をこれに充てる。ただし、競争的研究費等のうち、県の歳入歳出予算に計上したものは、センターが一般に行う経理事務の手続きに準じて行うことができる。
- 4 最高管理責任者は、発注承認業務を行う者として、本所においては支払予定額が税込50万円以上の場合はセンター長を、50万円未満の場合は担当室長を、北部研究所においては支払予定額が税込50万円以上の場合は所長を、50万円未満の場合

は副所長をもって充てる。ただし、科学研究費助成事業（以下、科研費という。）においては、発注承認業務を行う者として経理事務責任者をもって充てる。

（各責任者の責務）

第 10 条 各責任者は、その責務が果たされないことにより不正を招いたときは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）及び懲戒処分の基準（平成 17 年 1 月策定）等により、処分の対象となるものとする。

（研究員等の責務）

第 11 条 競争的研究費に関わる研究員及び経理事務担当者（以下「研究員等」という。）は、競争的研究費等を適正に使用するとともに、研究活動等又は業務上の不正行為を行ってはならない。

- 2 研究員等は、この規程及びこの規程に基づく統括管理責任者及び副統括管理責任者の指示に従わなければならない。
- 3 研究員等は、競争的研究費等の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止に関するコンプライアンス教育に参加しなければならない。
- 4 研究員等は、実施される啓発活動の内容を踏まえ、競争的研究費等の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止に対する意識の向上を図らなければならない。
- 5 研究員等は、競争的研究費等の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止に関する調査への協力要請があった場合は、これに協力しなければならない。
- 6 研究員等は、競争的研究費等の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止に関する誓約書を提出しなければならない。

（研究者個人に交付される競争的研究費等の管理等）

第 12 条 競争的研究費等が研究員に交付される科研費においては、別に定める規程等に基づいて研究費の管理を行うものとする。研究者個人に交付されるその他の競争的研究費等については、科研費の規程に準じて行うものとする。

（不正防止への取組）

第 13 条 最高管理責任者は、競争的研究費等の不正使用や研究活動上の不正行為を未然に防ぐため、不正防止対策の基本方針（当規程）に基づき、競争的研究費等の適正な管理及び研究活動の適切な推進に努めなければならない。

（不正防止の推進）

第 14 条 不正防止の推進を担当する部署（以下、「不正防止推進部署」という。）に、企画・総務室を充てる。

- 2 不正防止計画推進部署は、研究担当部署と密接な連携を図り、統括管理責任者とともに「埼玉県産業技術総合センターにおける不正防止計画」を策定し、「不正防止に向けた具体的な取組」により、不正防止に努めるものとする。
- 3 不正防止推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、

不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設けるものとする。

(研究記録の整備)

第 15 条 研究員は、別に定める「埼玉県産業技術総合センター研究管理要綱」により研究記録を保管するものとする。

(研究記録の開示)

第 16 条 研究員又は研究記録を引き継いだ者は、研究成果の第三者による検証等を行う場合など必要と認められる場合には、研究記録を開示しなければならない。

(相談窓口)

第 17 条 本規程や競争的研究費等に係る事務処理手続き及びその使用のルール等についての相談窓口を、企画・総務室に設置する。

(納品検査業務)

第 18 条 競争的研究費等の適正な管理を確保するため、競争的研究費等により購入した物品（設備備品を含む）等の納品検査は、第 9 条第 3 項で指定した経理事務担当者が実施する。

- 2 競争的研究費等により、物品（設備備品を含む）等を購入した研究員は、納品検査に際して協力するものとする。
- 3 競争的研究費等により、特殊な役務（プログラム開発、機器の保守・点検等）を行った場合は、契約ごとに別に定める検査員が検査を行うこととする。

(内部監査の実施)

第 19 条 最高管理責任者は、センターにおける競争的研究費等の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止等に関する監査（以下「内部監査」という。）を行うこととする。

- 2 前項の内部監査は、総務・経理・管理担当（北部研究所においては総務担当）及び必要に応じて企画担当が担当することとする。
- 3 内部監査を行う職員は、内部監査のテキストを読むなどして研鑽に努めるものとする。
- 4 内部監査により不正の発生要因を把握したときは、速やかに不正防止推進部署に対して改善策を求めるものとする。
- 5 内部監査を行った際には、監事に必要な情報提供を行うものとする。
- 6 必要に応じて埼玉県監査事務局による職員調査と連携するものとする。
- 7 内部監査の詳細については、別に定める。

(通報窓口)

第 20 条 職員等から競争的研究費等の不正使用及び研究活動上の不正行為に関する通

報を受け付ける窓口は、「埼玉県職員からの公益通報処理規程」（平成18年3月22日総合政策部長決裁）で設置された窓口（以下「通報窓口」という。）を活用するとともに、企画・総務室にも窓口（以下、「センター通報窓口」という。）を設置し、何人からも通報を受け付けるものとする。（両窓口を併せて、「通報窓口等」という。）通報の処理については、同規程に基づくものとする。

- 2 最高管理責任者並びにセンター通報窓口は、通報した者を保護するため、通報した者に関する情報を他に漏らしてはならない。
- 3 センター通報窓口は、競争的研究費等の不正使用等及び研究活動上の不正行為（その疑いがあるものを含む。）に関する通報を受けたときは、速やかに最高管理責任者及び通報窓口に報告しなければならない。

（調査）

第21条 最高管理責任者は、通報窓口等から不正に係る通報を受けた旨の報告があった場合には、外部有識者を含む調査委員会を設置して、不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用額等について調査するものとする。

- 2 最高管理責任者は、不正に係る調査の結果等を通報窓口等に報告するとともに、配分機関等に報告するものとする。
- 3 競争的研究費等の不正使用及び研究活動上の不正行為に関する相談、通報及び調査内容について、調査結果の公表まで、関係者の意に反して関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底することとする。
- 4 不正に係る調査について、体制及び手続等の詳細は別に定める。

（不正を行った者に対する処分等）

第22条 不正を行った者に対しては、その悪質性に応じて、地方公務員法及び埼玉県職員倫理規程（平成10年3月24日訓令第2号）等により処分するものとする。

- 2 最高管理責任者は、通報等に基づく調査及び内部監査等により不正が認定されたときは、速やかに不正の内容やそれに対する措置等を公表しなければならない。

（関係規程等の遵守）

第23条 その他、別紙に掲げる規程等を遵守し、本規程の目的を達成する。

（雑則）

第24条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 9 月 28 日から施行する（全面改訂）。

附 則

この規程は、平成 28 年 8 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 25 日から施行する。

別紙

規 程 等 名 称	関連する項目
埼玉県財務規則及び自己検査の手引き 埼玉県産業技術総合センター研究取扱指針 埼玉県産業技術総合センター研究管理要綱	監事監査等
埼玉県行政組織規則	事務分掌
埼玉県職員服務規程	サービスの規律 懲戒処分
埼玉県職員倫理規程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出事務処理上の留意事項 ・ 職務や地位の私的利用の禁止 ・ 関係業者等との接触に関する禁止事項
埼玉県委任決裁規則	役職に応じた決裁事項の明示
物品の買入れ等契約に係る指名停止等措置要領	不正入札参加者への対応
会計検査処理要領	会計機関、支出、契約等
埼玉県財務オンライン 埼玉県産業技術総合センター予算システム	発注業務のチェック システムの構築